別紙様式９

訪問看護管理療養費に係る届出書

（**令和６年８月23日事務連絡に伴う令和６年６月１日算定開始用**）

連絡先　担当者氏名：（　　　　　　　　）　電話番号：（　　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
|  受理番号 |  （訪看40、41）　　　　　　号 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付年月日 |  　　　　年　　月　　日 |  |  決定年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |

|  |
| --- |
|  （届出事項）　　　１．訪問看護管理療養費１　　　２－１．訪問看護管理療養費２　２－２．訪問看護管理療養費２（新規開設の場合） |
| 上記のとおり届け出ます。　　　　　　年　　月　　日指定訪問看護事業者の所在地及び名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名　　　　　　　　　　東海北陸厚生局長　殿 |

届出内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定訪問看護ステーションの | ｽﾃｰｼｮﾝｺｰﾄﾞ |  |
| 所在地及び名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者の氏名※　届出事項が「２－２．訪問看護管理療養費２（新規開設の場合）」の場合は、以下の１から３までの記入は不要。１．同一建物居住者の割合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 直近１年間（　月～　月）の同一建物居住者が占める割合（　　　　％／年）※③再掲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 直近１年間における、実利用者数の合計 | 人 |
| ② | 直近１年間における、同一建物居住者に該当する実利用者数の合計 | 人 |
| ③ | 実利用者に占める同一建物居住者の割合（②／①×100） | ％ |

備考：「同一建物居住者」は、訪問看護基本療養費（Ⅱ）又は精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）を算定した利用者の実人数を計上すること。：健康保険法に基づく指定を受けてから１年に満たない場合は、１か月以上の開設期間のうち、開設期間の実利用者数を記載すること。　　：訪問看護基本療養費（Ⅱ）又は精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）の算定状況は、照会に対し速やかに回答できるように訪問看護ステーションで記録等し、保管すること。 |

 |
| ２．特掲診療料等の施設基準等の別表第７・別表第８に該当する利用者数

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １月当たりの別表第７・別表第８に該当する利用者数（　　　人／月）※④の再掲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 直近１年間における、別表第７に該当する利用者数の合計 | 人 |
| ② | 直近１年間における、別表第８に該当する利用者数の合計 | 人 |
| ③ | 直近１年間における、別表第７及び別表第８に該当する利用者数の合計 | 人 |
| ④ | １月当たりの別表第７・別表第８に該当する利用者数（（①＋②－③）／12） | 人 |

　備考：健康保険法に基づく指定を受けてから１年に満たない場合は、１か月以上の開設期間のうち、開設期間の利用者数の合計を開設期間の月数で除した値をもって利用者数とすること。：別表第７・別表第８に該当する利用者数は、照会に対し速やかに回答できるように、訪問看護ステーションで当該利用者の疾病名又は状態をまとめ、保管すること。 |

３．ＧＡＦ尺度による判定が40以下の利用者数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １月当たりのＧＡＦ尺度が40以下の利用者数（　　　人／月）※②の再掲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 直近１年間における、ＧＡＦ尺度が40以下の利用者数の合計 | 人 |
| ② | １月当たりのＧＡＦ尺度が40以下の利用者数（①／12） | 人 |

備考：健康保険法に基づく指定を受けてから１年に満たない場合は、１か月以上の開設期間のうち、開設期間の利用者数の合計を開設期間の月数で除した値をもって利用者数とすること。：ＧＡＦ尺度による判定が40以下の利用者数は、照会に対し速やかに回答できるように、訪問看護ステーションで当該利用者の各月のＧＡＦ尺度記録等し、保管すること。 |

備考：訪問看護管理療養費１又は２のいずれにおいても、１から３まで記入すること。 |

【注意事項】

* 「令和６年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費１」及び「訪問看護管理療養費２」に係る届出について（その２）」（令和６年８月23日事務連絡）に基づいて、令和６年６月１日算定開始として届出をする場合、令和６年９月17日（火）（必着）で提出してください。
* 既に７月１日～９月１日算定開始として届出を行っており、当局より受理通知をお送りしている訪問看護ステーションで、６月１日算定開始に変更を希望される場合は、当届出に受理通知を添付して提出してください。